

特集2 special feature

ご存じですか？地域の身近な相談相手 あなたのまちの民生委員・児童委員

青森市では、市内42地区で、民生委員・児童委員590人(定員)、主任児童委員68人(定員)が、各地区の「民生委員児童委員協議会」に所属して、地域の実情に合わせて幅広く活動し、福祉の現場を支えています。福祉に関することなどで困ったことや分からないことがあれば、お近くの民生委員・児童委員、主任児童委員にお気軽にご相談ください。地域の担当が分からない場合は、福祉政策課までお問合せください。

福祉政策課(☎017-734-5314)



現役の民生委員・児童委員のかたにお話を伺いました

● 民生委員になったきっかけ

● 自分の活動内容など



9年目
大野地区民児協会長
民生委員・児童委員
薦谷 博光さん

定年退職時に転居する近所の民生委員のかたから打診がありました。そのかたは、義父が一人暮らしのときに見守りをしてもらったかたであり、また私の現職時の勤務地で大変お世話になったかたのご家族でもありました。

小学校・高齢者の見守り活動やフレイル予防活動、小・中学校及び地域包括支援センターとの連携活動をメインとしています。活動全般で接した方々が、各対応により笑顔になっていただけたことが明日の活動の力となっています。



18年目
浪岡地区民児協
主任児童委員
加藤 文子さん

子どものPTA活動や、中学校の評議員などをしてきたことがきっかけで、町内会長と社会福祉協議会事務局から声を掛けられました。

記憶に残る出来事としては、家族関係の悩みで学校から帰れなくなった小学生自身が、相談しに来たこと。話を聞いて落ち着かせ、家族へつなぎ、数日後、相談内容が解決した様子を確認できたこと。その後も陰ながら成長を見守っています。コロナ前に日々の活動として行っていた下校時の見守りを、春から再開予定です！皆さん、気軽に声を掛けてください！

前任からの推薦で民生委員になり、経験はまだ浅いものの、保育士や、老健施設の相談員などの経験が役に立つ場合もあるので、やりがいも大きいです。日中は仕事があるため時間のやりくりが必要ですが、毎日犬の散歩をしながら地域を見守るという工夫をするなど、自分の「できる範囲で・できる形で」無理なく地域の見守り活動を行っています。

子育てや仕事と並行して続けるのは大変なこともありますが、地域の様々な世代の方々に寄り添っていければと思っています。



3年目
佃地区民児協
民生委員・児童委員
盛 絵梨子さん

夏休みに子どもとラジオ体操に通い、手伝うようになったことがきっかけで、町会長から民生委員にならないかと懇願されました。

仕事をしながらの活動は月に1度、高齢者宅を訪問し、「元気になっていますか？詐欺にあっていませんか？」などの見守りです。子どもを連れて活動することもあります。

やりがいを感じたことは、高齢者の県外在住のご家族から、「定期的に見守ってもらって助かります！」と声を掛けられたことです。

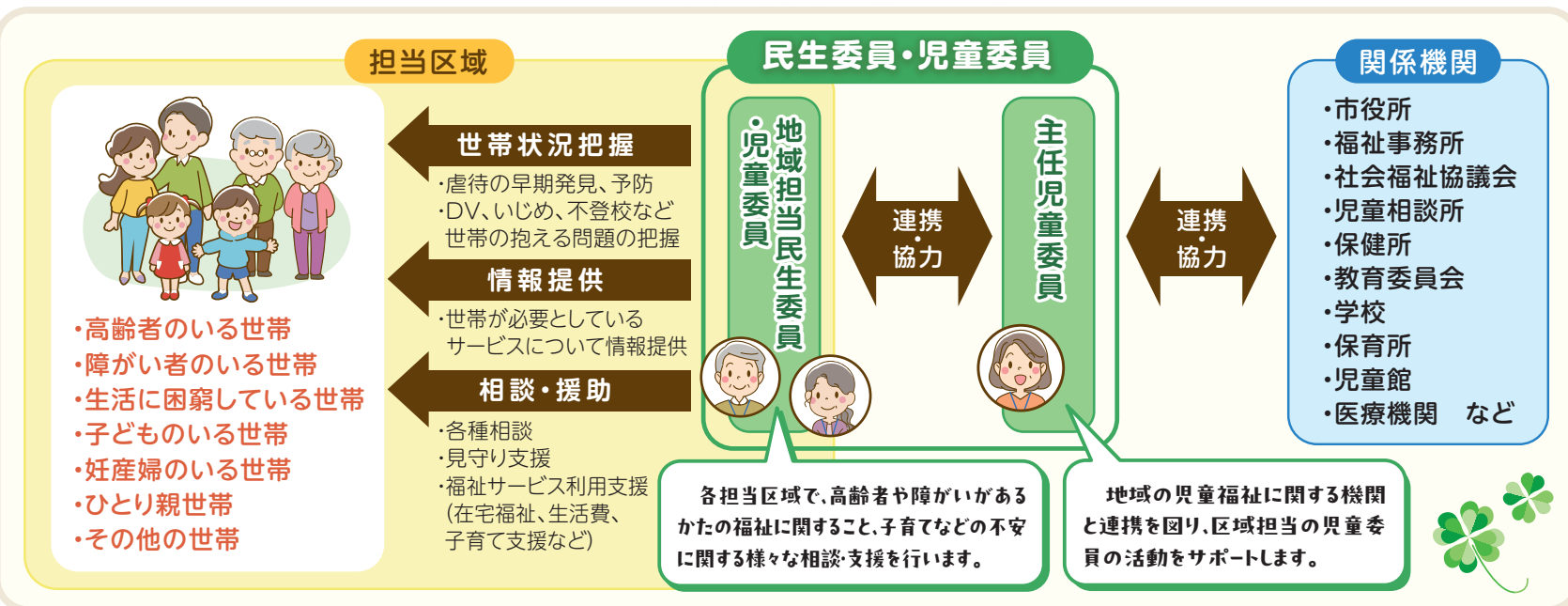


3年目
東部地区民児協
民生委員・児童委員
柳谷 祐太さん

Q.どんな活動をしているの？

A.地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っています。

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、皆さんと同じ地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行うなど、地域住民の身近な相談相手となり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。



Q.どんな人が民生委員・児童委員になっているの？

A.地域の推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けたかたです。

その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たすかたが選任されます。また、委嘱を受けた民生委員・児童委員の身分などは以下のとおりです。

- 身分** 特別職の地方公務員(非常勤)
※相談内容など、知り得た情報については守秘義務があります。
- 活動費** 活動するために必要な交通費や通信費が支給されます。
- 任期** 3年。再任も可能。

民生委員・児童委員、主任児童委員として活動してみませんか？

令和7年2月1日現在、市内42地区中、27地区で63人が欠員です(充足率90.4%)。「地域に貢献したい」「福祉活動に興味がある」かたは、ぜひ、福祉政策課へお問合せください。

令和7年12月は全国一斉改選

現在活動している民生委員・児童委員の任期は3年(再任可)で、11月30日で委員全員が任期満了を迎えます。今後、市内各地域から令和7年12月1日～令和10年11月30日の任期に活動できるかたを推薦していただき、選考の上決定します。